

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小児医療費助成制度における保護者の所得額による助成の制限を廃止するため改正する。

[内 容]

1 小児医療費の助成に係る所得制限の廃止（第 4 条関係）

小児医療費の助成に係る保護者の所得額による制限を廃止することとする。

2 その他

1 に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 5 年 10 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用